

◎外国弁護士による法律事務の取扱い

に関する特別措置法の一部を改正す

る法律 (平成二六年四月二五日法律第二九号)

一、提案理由(平成二六年四月一日・衆議院法務委員会)

○谷垣国務大臣 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化に
よりの確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国
法に関する法律事務を行うことを目的とする法人を設立するこ
とを可能にするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上
げます。

まず第一に、この法人の社員は、外国法事務弁護士に限るも
のとし、その名称中には、外国法事務弁護士法人という文字を
使用しなければならないこととしております。

第二に、この法人の業務範囲については、自然人である外国

法事務弁護士と同様に、外国法に関する法律事務等としており
ます。

第三に、この法人の業務については、原則として、全社員が
業務執行権限及び代表権限を有するものとしております。

第四に、この法人は、従たる事務所を設けることができるも
のとしております。

第五に、この法人は、自然人である外国法事務弁護士と同様、
弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとし、その指導
監督を受けるものとしております。その他、この法人について
は、弁護士法人とおおむね同様の規律とするとともに、所要の
規定の整備を行っております。

以上が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措
置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますよう
お願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二六年四月四日)

○江崎鐵磨君 ただいま議題となりました法律案について、法
務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により
確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国法に關

する法律事務を行うことを目的とする法人として、外国法事務弁護士法人を設立することを可能にするものであります。

本案は、去る三月三十一日本委員会に付託され、四月一日谷垣禎一法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

三、参議院法務委員長報告（平成二六年四月一八日）

○荒木清寛君 たいいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により、的確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、外国法事務弁護士法人を認める意義、外国法事務弁護士の原資格国の状況と外国法事務弁護士に期待される役割、外国法事務弁護士に係る規制緩和、弁護士と外国法事務弁護士との共同法人制度が見送られた理由、中小企業の海外進出に対する法的サポートの必要性、日本の弁護士や法律

事務所的活動領域の国際的展開、外国法事務弁護士の承認手続の迅速化等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案とおりに可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。